# 平成26年度 橘処理センター整備事業に係る地域住民と行政による検討協議会 第23回 議事録(要約)

日 時 平成27年1月19日(月) 18時30分 ~ 20時00分

場 所 橘処理センター3階会議室

1 会長あいさつ

# 2 議事

(1) 第22回検討協議会議事録の確認

#### 【概要】

事務局から、第22回検討協議会の「議事録」及び「橘処理センター整備事業だより」について、内容の確認があり、それら2点について了承されました。その中で、地震について、地震波の周期の違いによる建築物等に対する影響の違いについて意見があり、これらの影響に関する科学的な検証も進んできているため、それらの結果を踏まえ、今後設計に配慮していくことが確認されました。

#### 【発言要約】

事務局: 【「議事録(要約)」及び「橘処理センター整備事業だより」について、 協議を行った内容の結論について説明】

委員: 地震について、キラーパルスをご存知ですか。震度やマグニチュードでは測れないやや短周期の地震動のことです。同じ震度の地震でも周期が違うと被害が大きくなる場合があります。そういった地震が最近注目されてきています。阪神淡路大震災の時は、キラーパルスの木造家屋への影響が大きかったため、基準地震力を変えなければいけないのではと考えさせられます。地震の強さはマグニチュードで表していますが、地震が地面を伝わるときに長周期の方が高層建築物に対しては被害が大きくなります。そのようなことも加味していかないといけないのではないでしょうか。請負業者にお願いするときは、設計にしっかりと取り入れていただきたいです。表面的な数字だけではなく、揺れ方の違いによる影響の違いも科学的に進んできているので、そういった内容も踏まえて検討していただきたいと思います。

会 長: 整備計画に関わることだけではなく、設計をする時にも耐震性について 十分に配慮しなくてはいけない重要な問題だと思います。同じ揺れでも キラーパルスを含む地震波だと、倒壊する可能性が高い構造もあるとい う最新のデータがありますので、是非配慮をお願いしたいと思います。 第22回の議事録について確認していただきましたので、次に進みま す。

#### (2) 議題

ア 橘処理センター整備事業に係る施設整備計画書の概要について

### 【概要】

施設整備計画の概要について、整備計画策定の背景と目的については日本でトップレベルの安全安心な施設を目指すということや、災害発生時のごみ焼却処理施設の役割として、川崎市民プラザに電力を供給できるような配電設備を整備することについての記述について確認されました。また、施設規模については人口動態等を加味して検討を行っており、バリアフリーについても配慮していることが確認されました。土地の利用方法として、敷地南側の通路は通常時は歩行者の通路として利用し、造成地盤上の駐車場や外部のエレベーターについての運営方法は今後検討していくことが確認されました。

#### 【発言要約】

事 務 局: 【資料説明】

委 員: 整備計画書の1ページ目の計画策定の背景と目的について、「地域住民の意見を踏まえるとともに」で終わっていますが、地域住民の意見としては、日本でトップレベルの安全安心な処理センターを目指すということを前提条件にしてきました。その地域住民の声に、検討協議会でもそれを目指そうということで、それを基に整備計画書が作られているということを記述していただきたいです。日本でトップレベルの安全安心な施設を作ろうということで協議してきて、検討協議会でもそれに応えていただいたのですから、そこの部分は明記していただきたいです。

会 長: 地域住民と書いてありますが、検討協議会という表現は入っています か。

委員: はいっています。

事務局: そのような表現を示せるような記述を検討しますが、同じような内容は 施設整備にあたっての考え方には明記しています。

委員: 施設整備の考え方に記述してある安全安心を与える施設を作るというのは、ふさわしい表現ではないです。安全安心な施設にするという表現が適切かと思います。また、災害発生後速やかに廃棄物処理が可能な施設とするということですが、災害時、電力会社からの供給が止まったときに、川崎市民プラザに供給できるようにしようという話もありましたが、それが書かれていません。やはり、災害時にごみ焼却処理施設としてできることをやっていくことを書いていただきたいです。

事務局: 災害発生後速やかに廃棄物処理が可能な施設とすることで、設備の強化 を図っていきます。まず、地域一帯が停電になった時に、ごみ焼却処理 施設が稼動しないと電力供給はできません。そのため、始動用電源設備 の強化を図っていきます。これまでも川崎市民プラザに電力供給ができないかということで協議をさせていただき、法律や運用等を調べた結果、現行の法律ではハードルは高いですが、電力情勢が変わってきているので、平成34年までに可能になるかもしれませんし、それ以降に可能になることも考えられますので、川崎市民プラザへ送電が可能なように配電設備を準備するよう計画しています。設備がなければ、送電したくてもできないのではないかという意見がありましたので、将来的なことを踏まえて送電が可能な設備を準備するということで整備計画書にも記述させていただきました。

委員: それは、通常時も含めてだと思いますが、災害時もごみ焼却処理施設が どういう機能をしていくのかということで、災害時の電力会社からの供 給が止まったときには、ごみ焼却設備を動かして供給しますという機能 があると安心になりますので、そこは明記していただきたいというお願 いになります。

事務局: 災害時だけではなく常時送電することも想定していますが、そのための ハードルがいくつかありますので、今後もそのハードルを越えられるよ うに引き続き考えていきたいと思います。

委員: 素朴な疑問になりますが、表記として例えばダイオキシン類の暴露防止やアスベスト飛散防止対策を図るとありますが、対策を図るというのは常々聞くのですが、具体的にどのように飛散を防止するのか、また、飛散しているかどうかの確認をどうやるのか、飛散したときにどうするのか、そこまでないと飛散防止対策をしましたが、結局飛散しましたということにもなりかねないので、課題に対して具体的な対応を示していただければ、住民も安心感が持てるようになります。

事務局: 今回の整備計画書は技術的な観点でまとめたもので、これを基に今後メーカーに発注していきます。その際には、ダイオキシン類やアスベストの飛散防止を十分に図りなさいという条件で発注していきます。その中で、どういった方法で飛散防止対策を図るかは各メーカーのノウハウによる部分もあるので、その方法や対策については、メーカーから出てきた段階で検討協議会でも示して、御説明させていただきたいと思います。

委員: 人口動態について、2030年には人口の3分の1が65歳以上ということで、そうするとごみの量が変化する可能性があります。それともうひとつは、ここで働く人々の構成も変わるのではないかと思います。女性の社会進出は必要になりますし、高齢者が働くことも必要になります。設備自体が30年間稼動するとなると、これから先の高齢化社会も想定して、働く人への配慮をどのようにしていくのか、段差やスロープなどを含めて考えていただきたいと思います。

事務局:整備計画書は、昨年度に策定した基本計画書を基に技術的な観点について具体的な検討を進めたものになります。ごみの量や質については既に基本計画の時に検討をしていて、施設規模を日量600トンとした根拠にも人口の増減を考慮して決定しています。そのため、整備計画書には詳細な検討は記載していませんが、基本計画の時に検討を積み重ねた結果、施設規模を日量600トンに決定し、その次の段階として整備計画書を作成しています。

委 員: 働く人の環境についてはどうですか。

会

事務局: 新しい橘処理センターを建設していく上で、バリアフリーに配慮し、利用しやすい、働きやすいといったことが必要になってくると思います。整備計画書では細かな図面まで作成しており、この段階で他都市ではここまで詳細な図面を作成しているところは少ないですが、バリアフリーなどに配慮していくとなると図面を作成しないとわからないため、この段階でも必要と考え、詳細な図面を作成しています。ただし、この図面はまだ発注前の計画図面なので、今後メーカーに発注して設計図面が出てきます。その時に、行政や地域住民の思いを示した計画図面を基に、さらに精査して熟度を上げていきます。

委員: そういった人口増減や働く方々のことを考えて作成していることを、整備計画書にも示していただきたいと思います。

長: 整備計画書の中でも、そういったバリアフリーについてもかなり配慮していただいていると思いますし、なおかつ、今後さらに具体化していく中でも配慮していただきたいということだと思います。基本計画や整備計画を作成するにあたっての基本的な考え方のひとつとして、地域に開かれた施設という考えがあると思いますので、そういった人口増減等を踏まえ、今後の見通しをもった施設ということだと思います。全般的に、どのような観点で整備計画書を読み込んでいくのかというと、事務局から提案があった施設整備の考え方が基本になっているということを、整備計画書で明示していただいたのはありがたいと思います。検討協議会での基本方針、基本理念というものを最初に検討して合意した上で始まっていますので、基本的な考え方に沿った整備計画書になっているか確認していただければと思います。他の川崎市や他の自治体の施設と比較しても、今回の計画内容は、かなりの特色を持った計画になっていると思われるので、それを強調されてもいいと思います。

事務局: また様々な意見をいただきましたので、最終チェックをする中でそういった意見を取り入れられる工夫をして、現段階では十分に記述できていない部分についても、今後そういった観点を取り入れて発注をしていきますし、これらの協議については検討協議会の議事録にも残っていきますので、今後も整備事業について意見をすり合わせて進めていきたいと

思います。

会 長: 災害関連の中で、地域防災などの観点も考慮して整備事業を進めており、本日は地域防災に詳しい委員が欠席だったのですが、今日で終わりではなく、これから整備計画書を持ち帰っていただき、本日の説明を聞いた上で読み込んでいただき、御意見がありましたら日にちを区切り意見をいただき取りまとめていってください。

事務局: こちらの整備計画書はほぼ完成形ですが、追記や修正等の意見については、その意見の提出について期限を決めさせていただきたいと思います。時間がない中で申し訳ないですが、1週間程度で意見をいただき、とりまとめていきます。

会 長: 来週までに事務局の方に意見を提出していただくということで、よろし くお願いします。

委員: 図面で確認したいのですが、敷地南側の車道は市民プラザ通りから入る のですか。

委員: 造成地盤上の駐車場は、市民プラザ通りからのバス経路と同様に川崎市 民プラザの敷地内を上がってきて利用する計画です。

委 員: 川崎市民プラザのバスロータリー側から入れるということですね。

委員: 造成地盤の上は見学者など一般の人が利用できる駐車場で、施設の関連 車両は造成地盤の下を通ります。

委員: 外部のエレベーターは常時開放する計画ですか。

委員: 運営については川崎市民プラザとの連携もあり、川崎市民プラザは現状 では夜間は施錠しているのを踏まえ、今後詳細に検討していきたいと考 えています。

事務局: 昼間は外部のエレベーターや階段は使えますので、現在は市民プラザ通りから川崎市民プラザに入るためには段差や上り坂があり行きづらい部分があるため、川崎市民プラザを利用する人もこの外部のエレベーターを利用してもらえれば、行きやすくなると思います。

委員: 夜間は利用できなくてもいいと思いますが、昼間に利用できるのであれば便利になると思います。

会 長: 同じ図面で、敷地の南側にも道を作るということですが、幅は何メートルですか。

委員: 敷地の南側はできるだけ緑を植えたいと考えています。また、あくまで ここは歩行者の動線として考えています。

会 長: 緊急車両が通ることができる幅を確保するが、あくまで歩行者が通るための通路として考えているということですね。

事務局: 図面では車道という書き方と通路という書き方で使い分けているので すが、車道については常時車の通行ができるように考えていますが、敷 地南側の通路については、基本的には車の通行をするようには考えてい ません。あくまで災害時等に消防車や救急車が通行できるように考えていますので、普段は車が通れないように公園の出入り口にあるバリカーのようなものを設置して、車の通行を制限することを考えています。最終的に通路の幅をどの程度取れるかについては、緑との関係を考えながら決めていきたいと思います。

委員: 現在は計画図面で、これからメーカーが決まり詳細な設計を進めていき、建築物の大きさによっても変わってくるので、設計図面ができた時にまた皆様に提示していきたいと思います。

イ 今後の橘処理センター整備スケジュールについて

#### 【概要】

今後の橘処理センター整備スケジュールについて、事務局から説明がありました。 その中で、造成地盤上の駐車場を橘処理センターと川崎市民プラザが有効活用してい くことが確認されました。また、川崎市民プラザの階段などの範囲について、現在は 橘処理センターから川崎市民プラザに土地を貸している状態ですが、橘処理センター の建替えに伴い、整理をしていくことが確認されました。

# 【発言要約】

事 務 局: 【資料説明】

会 長: どの区域を変更するのか説明があったのですが、どのように変更するのですか。なぜ区域の変更が必要なのですか。

委員: 川崎市民プラザの駐車場の部分を区域に取り入れるのですか。

事務局: 駐車場の部分が橘処理センターに取り入れる範囲になります。

委員: 川崎市民プラザの駐車場の土地が橘処理センターの土地になるという ことですね。

委員: 造成地盤の上下の立体利用を考えていますので、現在川崎市民プラザの 駐車場がある範囲の下部をごみ収集車が通行するようなイメージにな ります。駐車場の下をごみ収集車が走るので、駐車場の範囲については 橘処理センターの土地とするということです。

委員: 駐車場はなくならないのですか。

委員: 将来的には造成地盤上に駐車場を整備して、橘処理センターの利用者と 市民プラザの利用者が共に利用できるように計画しています。

委員: 台数は変わりますか。

委員: 川崎市民プラザの駐車場について、市民・こども局の方で有料化の検討を行い、今年の4月から有料化をしていく計画のため、利用台数が若干減ると予想していると聞いています。

会 長: 駐車場の管轄が市民プラザ側の管轄になっているということですか。

委員: 現在の立体駐車場はそうです。

会 長: それを今度は橘処理センターの管轄にするということですか。

委員: 管理の方法については今後検討していきます。

事務局: 現在の使い勝手を考えてもらうとわかると思いますが、川崎市民プラザの駐車場は主に土日の利用者が多いです。橘処理センターは見学のために駐車場を設けていますが、平日しか利用していません。現在は川崎市民プラザの利用者は、川崎市民プラザの駐車場が満車でも橘処理センターの駐車場を利用できません。建替え後は造成地盤の上に駐車場を設ける計画ですが、平日は橘処理センターの見学者を中心に利用してもらい、川崎市民プラザの利用者にも使えるように、駐車場を有効活用していく計画です。

委員: 工事中は駐車場がないということですか。

委員: 代替の駐車場を考えていて、工事に伴い駐車場が使えなくなる時期に橘 処理センターの敷地内に仮設の駐車場を整備していく計画としていま す。

委員: 川崎市民プラザはイベントで駐車場をよく使っていて、駐車場の台数が 足りないことがあります。

会 長: こういった区域の変更があるので、都市計画変更手続を伴うということ ですね。

委 員: 区域の範囲が変わらなければ都市計画変更の手続も不要です。

委員: 川崎市民プラザの入口に登っていく階段の範囲はどうなるのですか。

委員: 現在は橘処理センターの区域で、川崎市民プラザに貸している状態です。

9 0

委員: 現在川崎市民プラザの階段などの範囲は都市計画法上も橘処理センターの区域ですが、今回の建替えに伴い都市計画法上の整理をしていくということです。

委員: 川崎市民プラザとして利用している範囲はすべて川崎市民プラザの土 地だと思っていました。

事務局: 書類上の話になりますが、現在は川崎市民プラザに土地を貸している状態ですが、建替えを機に整理をします。

#### ウ 条例準備書の作成について

#### 【概要】

条例準備書の作成について、事務局から説明がありました。その中で、環境影響評価手続について条例準備書及び条例評価書の手続のスケジュールや、都市計画変更手続のスケジュールについて確認されました。また、平成28年度から解体撤去工事を行い、平成30年度から建設工事を予定していることが確認されました。

# 【発言要約】

事務局:【資料説明】

(意見なし)

会 長: 他になければ、これで終わりにしたいと思います。